

2 「変形労働時間制」にかかわる要求

- (1) 変形労働時間制は、給特法・政令に定める時間外勤務が実態と解離している状況を改善することなく、今後も時間外手当を一切支給しないまま、一般の公務員には禁止されている1年単位の変形労働を教職員にだけ適用するものであり、本県においては絶対に導入しないこと。
- (2) 「変形労働時間制」の導入に関わる条例・規則等の制定・改定を行わないこと。
- (3) 山形県教育委員会規則第12号（令和2年7月21日公布）について、以下のように運用すること。
 - ① 「在校等時間」は本来の勤務時間ではないことを周知させ、管理職が「在校等時間」を勤務時間とみなして勤怠管理をすることのないようにすること。
 - ② 「在校等時間」を月45時間以下に抑制することをもって「適正」とせず、あくまで給特法・政令・給特条例に従い、限定4項目以外の時間外勤務を行わせないようにすること。